

平成25年 4月 1日

長崎県出納局物品管理室

アクセシビリティについて

1. アクセシビリティについて

アクセシビリティとは、「年齢や身体条件などに関係なく、すべての人が、提供されている情報やサービスにアクセスし、利用することができるように配慮していること」を表す言葉です。

長崎県では、県民サービス向上と開かれた県政の推進のため、誰もが使いやすいウェブサイトの実現を目指し、「長崎県公式ウェブサイト作成ガイドライン」を作成して、アクセシビリティへの配慮を大きな目標とし県公式サイトを公開しております。

長崎県出納局物品管理室公式サイトも、このガイドラインを尊重してまいります。

もとより当サイトは県本庁の物品調達を中心とする情報の発信をおもな目的とするものですが、その情報を受ける立場の事業者の皆様、また公共調達に関心のある一般県民の皆様の中かで、高齢者・障害者の方々にも一層配慮してまいります。

なお、以下(次頁)は当県公式サイトからの該当部分の引用です。

出納局物品管理室も、以下に具体的かつ十分配慮しサイトを運営してまいります。

2. 長崎県公式ウェブサイト作成ガイドラインの主な概要

- ご利用の方の視力にあわせて、文字の大きさを変更できるようにする。
- 視力の弱い方や、目の見えない方でもご利用いただけるように、音声読み上げソフトで適正に読み上げられる構成にする。
- 画像には alt 属性を必ず付ける。alt 属性は単に付けるだけでなく、それを音声で読み上げた時に内容が理解できるように、分かりやすい言葉で記述する。
- 背景色と文字色には、十分に差をつけ、区別しやすい(文字が読みやすい)色の組合せを使う。
- 文字や画像などの色の違いに頼った表現はしない。
- 利用者が安心してホームページを利用できるよう著作権、個人情報の取り扱いなどを公開する。
- リンクとなるテキストはリンク先のページの内容や動作をできるだけ具体的に表す表現とし、PDF へのリンクについては、PDF であることを示す。
- ページのタイトル(title 要素)は、利用者にページの内容と役割が識別できるものを付ける。
- 公式に定義された文法に則してコンテンツを作成する。